

社会福祉法人京都市社会福祉協議会
(介護予防・短期利用) 小規模多機能かたぎはら運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人京都市社会福祉協議会（以下、「本会」）が設置経営する指定小規模多機能居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が、要介護者（要支援者）に対して可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業において人権の養護、虐待の防止等ため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を定期的の実施し、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応に努める。
- 4 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人京都市社会福祉協議会
小規模多機能かたぎはら
- (2) 所 在 地 京都市西京区榎原百々ヶ池 31 番地の 18
- (3) 登録定員 29 名（通い 18 名、宿泊 5 名）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護従業者 以下のとおり（うち1人以上の者は常勤とする。また、うち1人以上の者は看護師又は准看護師とする。）

日中の時間帯：サービス提供日ごとに常勤換算方法で7人以上配置する。

夜間及び深夜の時間帯：常時1人以上配置し、別に宿直勤務に当たる者を1人以上配置する（宿泊サービスの利用がない日を除く。なお、宿泊サービスの利用がない日は、別に定める連絡体制によるものとし、事業所から訪問する場合と同程度の対応を行う。）。

介護従業者は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援等を行う。

(3) 介護支援専門員 1人以上

居宅サービス計画の作成、小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、小規模多機能型居宅介護計画の作成等を行う。

（勤務体制の確保）

第5条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じる。

（相談に対応する担当者および窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。）

なおセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等については、職場の上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意する。

（業務継続計画の策定等）

第6条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。（業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習などを定期的（年1回以上）実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第7条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用し

て行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

職員教育を組織的に浸透させるため、職員教育（年1回以上）を開催し、シミュレーションを定期的（年1回以上）行い、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施する。

（営業日及び営業時間等）

第8条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 通いサービス 基本時間 午前9時から午後5時まで
宿泊サービス 基本時間 午後5時から午前9時まで
訪問サービス 24時間

（事業の内容及び利用料等）

第9条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 介護計画の作成
- (2) 通い及び宿泊による日常生活上の援助
 - ①食事
 - ②入浴
 - ③日常生活動作の機能訓練
 - ④健康状態チェック
 - ⑤送迎
- (3) 訪問による日常生活上の援助
 - ①排泄，食事，移動等の介助，見守り等
 - ②調理，掃除，買い物等の生活援助
 - ③安否確認

- (4) 相談，助言等に関すること

2 宿泊費

3 食費

4 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

- 5 京都市より、社会福祉法人利用者負担軽減対象者に指定され、その旨申し出た者については、これを適用する。
- 6 介護保険負担限度額認定対象者に指定され、介護保険負担限度額認定証を提示したものは、その証に記載された金額を適用する。
- 7 利用料の支払いは、原則として郵便振替・銀行口座振替及び現金により、指定期日までに受ける。
- 8 利用料の額は、別表1《料金表》とする。
- 9 料金請求時に、1円未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、西京区の一部（桧原学区、松陽学区、桂学区、川岡学区、大枝学区の京都縦貫道より以東、新林学区、境谷学区、竹の里学区、福西学区）とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者には、サービスの利用にあたって、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用期間中の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けることを求める。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族、利用者に係る関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束)

- 第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。
- (1) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。

- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理)

- 第14条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(協力医療機関等)

- 第16条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
 - 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

- 第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。

- 2 運営推進会議は、おおむね2か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を行う。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を設けており、業務体制も整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、小規模多機能居宅介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、本会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月31日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。別表1《料金表》

この規程は、令和2年4月1日から施行する。別表1《料金表》

この規程は、令和3年4月1日から施行する。別表1《料金表》

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。別表1《料金表》加算追記

この規程は、令和5年4月1日から施行する。別表1《料金表》

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。別表1《料金表》

この規程は、令和6年10月1日から施行する。別表1《料金表》追記

この規程は、令和6年11月25日から施行する。別表1《料金表》追記

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。別表1《料金表》追記

別表1《料金表》R7.6.1 改訂 小規模多機能型居宅介護 (1割負担)

(通常は1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担、もしくは3割負担となります)

種 別	項 目	金 額 (1月あたり)
基本料金	要介護1	11,034円
	要介護2	16,216円
	要介護3	23,589円
	要介護4	26,035円
	要介護5	28,706円
加算料金	初期加算／日	31円
	認知症加算 (Ⅰ) ／月	971円
	認知症加算 (Ⅱ) ／月	939円
	認知症加算 (Ⅲ) ／月	802円
	認知症加算 (Ⅳ) ／月	486円
	訪問体制強化加算／月	1,055円
	総合マネジメント加算 (Ⅰ) ／月	1,266円

	総合マネジメント加算（Ⅱ） ／月	8 4 4 円
	サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	7 9 2 円
	看護職員配置加算（Ⅰ）	9 5 0 円
	科学的介護推進体制加算 ／月	4 2 円
	介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）	ご利用料金の 1 4 . 9 %

その他実費等

その他	宿泊	1 泊	3 , 0 0 0 円
	食費	朝食	3 0 0 円
		昼食	6 0 0 円
		夕食	6 0 0 円
		おやつ	1 0 0 円
	金銭管理費	月額	1 , 5 0 0 円
	外出, オムツ・パット, 嗜好品, 理美容等	随時	実費

別表 1 《料金表》 R7. 6. 1 改訂 介護予防小規模多機能型居宅介護（1 割負担）
（通常は 1 割負担，一定以上の所得がある方は 2 割負担，もしくは 3 割負担となります）

種 別	項 目	金 額（1 月あたり）
基本料金	要支援 1	3 , 6 4 0 円

	要支援 2	7, 3 5 6 円
加算料金	初期加算／日	3 1 円
	総合マネジメント加算（Ⅰ） ／月	1, 2 6 6 円
	総合マネジメント加算（Ⅱ） ／月	8 4 4 円
	サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	7 9 2 円
	介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）	ご利用料金の 1 4 . 9 %

その他実費等

その他	宿泊	1 泊	3, 0 0 0 円
	食費	朝食	3 0 0 円
		昼食	6 0 0 円
		夕食	6 0 0 円
		おやつ	1 0 0 円
	金銭管理費	月額	1, 5 0 0 円
	外出, オムツ・パット, 嗜好品, 理美容等	随時	実費

別表 1 《料金表》 R6.11.25 短期小規模多機能型居宅介護 （1 割負担）

（通常は 1 割負担，一定以上の所得がある方は 2 割負担，もしくは 3 割負担となります）

種 別	項 目	金 額（1 日あたり）
-----	-----	-------------

短期利用 居宅介護 費	要介護 1	6 0 4 円
	要介護 2	6 7 6 円
	要介護 3	7 4 8 円
	要介護 4	8 2 0 円
	要介護 5	8 9 0 円
加算料金	認知症行動・心理症状 緊急対応加算	2 1 1 円
	サービス提供体制強化加算 (I)	2 7 円
	介護職員等処遇改善加算 (I) / 月	ご利用料金の 1 4 . 9 %

別表 1 《料金表》 R6. 11. 25 介護予防短期小規模多機能型居宅介護 (1 割負担)

(通常は 1 割負担, 一定以上の所得がある方は 2 割負担, もしくは 3 割負担となります)

種 別	項 目	金 額 (1 日あたり)
短期利用 居宅介護 費	要支援 1	4 4 8 円
	要支援 2	5 6 1 円
加算料金	認知症行動・心理症状 緊急対応加算	2 1 1 円
	サービス提供体制強化加算 (I)	2 7 円
	介護職員等処遇改善加算 (I) / 月	ご利用料金の 1 4 . 9 %

